

## 令和4年度古賀市まちづくり基本条例検証委員会について

### 1. 検証委員会の設置根拠等

平成29年4月に施行された古賀市まちづくり基本条例第17条の規定に基づき、古賀市まちづくり基本条例検証委員会を設置・開催します。

### 2. 委員の任期

令和4年4月1日～令和8年3月31日まで

### 3. 検証委員会の役割

検証委員会の所掌事務は、以下のように定められています。

#### 古賀市まちづくり基本条例検証委員会要綱

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 条例の推進に関すること
- (2) 条例の運用状況の検証に関すること
- (3) 条例の見直しに関すること

条例第18条に「条例の見直し」が規定されており、施行後4年を超えない期間ごとに、条例の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることが求められています。また、検証に当たっては、検証委員会に諮問することが定められています。

さらには、このような条例の推進・運用状況の継続的な把握と検証の積み重ねが条例の見直しに関する審議の土台になるものであることから、令和2年度の答申に基づき、本委員会は毎年度少なくとも1回は開催することとし、今年度においても委員の皆様のご意見を伺いながら、条例の規定について検証していきたいと考えます。

### 4. 報酬・その他

会議の出席ごとに、報酬及び費用弁償をお支払いします。

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| ○報酬等：報酬 | 7,500円/回（源泉所得税額229円を差し引いてお支払い）  |
| 費用弁償    | 2,500円/回                        |
| 合計      | 10,000円/回（源泉所得税額229円を差し引いてお支払い） |

- その他：委員会の資料、会議録等（名簿含む）は、市公式ホームページで公開いたします。なお、名簿の公開においては、役職や氏名及びお住まいの校区は公開しますが、ご自宅の住所などの情報は公開されません。